

児童福祉審議会社会環境部会について

1 当部会の分掌事務等について（→参考資料 1～6 参照）

2 今期の任期とスケジュール（予定）について

今期の任期は、令和 6 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日までの 2 年間となっている。
本社会環境部会は、概ね以下のスケジュールにより開催予定とする。

年度	開催時期	回数	内容（議題・報告事項等）
R 6	11 月	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会社会環境部会の概要について ・優良図書推薦について ・有害興行（映画）の指定について ・前年度立入調査実績等
	1 月	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・優良図書推薦について（選考実施） ・有害興行（映画）の指定について ・その他
R 7	8 月～9 月	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> （・重点的協議事項について） ・有害興行（映画）の指定について ・前年度立入調査実績等 ・その他
	11 月～12 月	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> （・重点的協議事項について） ・優良図書推薦について ・有害興行（映画）の指定について ・その他
	1 月	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・優良図書推薦について（選考実施） ・有害興行（映画）の指定について ・その他

3 これまでの社会環境部会での議論

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会では、平成 9 年度以来、時宜に応じたテーマを定め、年間を通じて重点的に協議を行い、児童福祉の観点から有害と思われる社会環境への対応を図るため、必要に応じて神奈川県青少年保護育成条例等の改正に反映してきた。

<別表参照>

年間 2 回～3 回の審議会の中、毎年度 1 年間という短期間で重点事項について議論を深めていくことが困難であるため、令和 4 年度、令和 5 年度においては、2 年間の任期中の重点的協議事項として「コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性」を選定し、協議を行った。

＜別表＞児童福祉審議会社会環境部会における過去の重点的協議事項

年度	重点的協議事項	対応状況（★…主な条例改正内容）
H20	インターネットが青少年に与える弊害と対策について	携帯電話事業者と協働したフィルタリング設定に関する啓発実施（平成21年度実施）など
H21 ～ H22	「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて	「神奈川県青少年保護育成条例」の一部改正など
H23 ～ H24	「改正神奈川県青少年保護育成条例」の施行に伴う実効性の確保について	「神奈川県青少年保護育成条例施行規則」等の一部改正による新種の個室営業への対応 薬物関係図書類の有害図書類指定 など
H25	青少年のインターネットの適切な利用に関する普及啓発の推進について	家庭のルールづくり等を推進するための啓発資料の作成・配布、メーリングリストの整備、フォーラムの開催 など
H26	青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業への対応について	早期情報把握に関する取組、他都道府県と連携した広域的な取組、青少年及び保護者に対する周知啓発 など
H27	青少年の健全育成をめぐる今日的な課題と今後の方向性について	保護者向け条例啓発資料の改善の取組、「かながわ青少年育成・支援指針」改定に向けた検討 など
H28	神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて	青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業であるJKビジネス対策について条例の改正を検討 など
H29	JKビジネス対策にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について	「条例見直し」を踏まえ、JKビジネス対策にかかる条例改正の検討 など ★条例規制対象を無店舗型営業等まで拡大して「有害役務提供営業」として定義。当該営業への従事及び客とすることの禁止などを新設
H30	青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について	現状踏まえた効果的な周知啓発のあり方の検討、自撮り被害防止対策の検討 など
R 1	青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について（継続）	現状踏まえた効果的な周知啓発のあり方の検討、自撮り被害防止対策の検討 など ★児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する規定の新設

R 2	青少年を取り巻く社会環境の課題と健全育成をすすめるための方策について	条例全般についての見直しを見据えた今日的な課題の洗い出しと整理 など
R 3	「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し結果について。
R 4	コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性	コロナ前後の青少年の生活変化等から考えられる影響について検討
R 5		

4 今後の重点的協議事項について

昭和 30 年 1 月の神奈川県青少年保護育成条例の施行以来、条例での有害興行・有害図書規制やみだらな性行為の禁止など、条例に基づく規制や、事業者等の協力による青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化、社会環境の健全化に向けた取組の結果、青少年の育成環境は過去と比べて大きく改善している。

一方で、スマートフォンの普及などに伴い、SNS に起因する様々なトラブル、薬物依存やオーバードーズ、闇バイトといった青少年をめぐる新たな課題も生じてきている状況である。

最近の青少年をめぐる問題等について情報収集を継続して行いながら、部会の皆様の関心の高い事柄や今日的な課題を取り上げ、重点的協議事項として今任期中（令和 8 年 7 月 31 日まで）で議論を深めたい。